

町県民税の申告相談

令和7年 2/6(木)～3/17(月)

申告は
早めに
期限内に
お願いします

令和7年度の町県民税は、令和6年中の所得金額などに基づいて課税されます。この申告は、町県民税のほか国民健康保険税・後期高齢者医療保険料や介護保険料の算出、所得証明書などの税関係の書類を発行するための大切な資料となります。申告書は、確定申告または町県民税申告を前年度に行った方に世帯ごと郵送します。

◆申告相談日程表

混雑を緩和するために、行政区ごとに相談日を指定していますので、指定日に来場してください。都合がつかない場合は、対象地区以外の日でも受付できます。なお、今年度は休日の相談受付を行いません。混雑防止と感染症予防のため、郵送またはe-Taxでの申告書提出にご協力ください。

月日	会場	相談時間		
		午前の部 8:45～11:00 対象地区	午後の部 13:30～16:00 対象地区	
2月6日(木)	中津川地区公民館	岩倉、川内戸、上原、広河原、小屋	白川、下屋地、宇津沢、遅谷	
12日(木)	町民総合センター 「あ～す」	【手ノ子】町上、町下	【手ノ子】町中、向原	
13日(木)		【手ノ子】八幡、(旧)落合、荻	【高峰】西高峰、中通、橋本	
14日(金)		【高峰】東向、西向	松原	
18日(月)		【添川】上町、昭和	【添川】上代、下川原	
19日(火)		農業青色申告者	中西以外の中地区 萩生 椿	中西、小白川、中津川
20日(水)				黒沢、高峰
21日(木)				添川、松原、手ノ子
25日(月)		【添川】東山、中洞	【添川】下町、大旦	
26日(火)		【黒沢】深淵西、深淵東	【黒沢】叶内、坪沼、谷地田	
27日(水)		【黒沢】吉長、旭、二本松・五反田、高柳	【小白川】野山、十文字、上野	
28日(木)		【小白川】上郷、中郷、下野、北上野	【椿】駅前、上野	
3月4日(月)		【椿】椿第一、厚生、坂ノ下	【椿】小原、下椿、諏訪、辻	
5日(火)		【椿】財津堂	【萩生】高野・寺分、いいでハイツ、萩生町	
6日(水)		【萩生】石原	【萩生】中ノ目南	
7日(木)		【萩生】町上	【萩生】町西、中ノ目北	
11日(月)		【中】中西、北酒町	【中】酒町、沖、(旧)北新田	
12日(火)		【中】中北、(旧)南新田	※萩生	
13日(水)	※中津川、添川、松原	※中		
14日(木)	※黒沢、高峰	※椿		
17日(日)	※手ノ子	※小白川		

※地区割に予定が合わない方の予備日程

- 中津川地区公民館・町民総合センター「あ～す」でのみ受付します
- 2月19日(火)～21日(木)の3日間は農業青色申告のみの相談です
- 受付は8:30から開始します。時間に合わせてご来場ください。
- 収支内訳書や医療費控除など、合計額が必要な書類は事前に計算してください。計算されていない場合は、順番が後になる場合があります
- 相談期間中、役場での申告相談はできませんので、申告会場へお越しください(役場への申告書の提出は可)

◆申告書が郵送されない方も申告できます

今年度新たに申告される方は、必要なものを持参の上、会場で申し出てください。自分で申告書を作成できる方はスマホからe-Taxでの申告が便利です。

◆申告書には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です

- マイナンバーカードをお持ちの方
マイナンバーカードのみで本人確認が可能
- マイナンバーカードをお持ちでない方
下記の書類をお持ちください

マイナンバー確認書類	本人確認書類
○マイナンバー通知カード	○運転免許証
○住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限り)	○公的医療保険証
などいずれか1点	○パスポート
	○身体障害者手帳
	○在留カード
	などいずれか1点

◆申告に必要なものをそろえましょう

- ①市町村民税・県民税申告書(送付された方)
- ②マイナンバーカードかマイナンバー確認書類と本人確認書類
- ③所得金額が確認できる書類
源泉徴収票(給与・年金・報酬など)
収支内訳書(営業・農業・不動産)
帳簿、領収書など
- ④所得控除を受けるための各種証明書
保険料支払証明書(生命保険、地震保険など)
医療費控除の場合「医療費控除の明細書」
障害者手帳など

※収入や控除の証明書は令和6年1月～12月までの1年間に収入や支払いがあったものが対象です

◆農業所得の収支内訳書を作成しましょう

農業所得の申告は、農畜産物を出荷・販売している方が対象です。自家消費のみの場合は申告の必要はありません。

農業所得は実際の収入金額から必要経費を差し引いて計算する収支計算です。収支内訳書を作成し、収入と経費を確認できる明細書・計算書とともに持参してください。

◆小作料の申告を忘れずに

農地の賃借料は、不動産所得です。米など現物受け取りがある場合は、収支内訳書を作成してお越しください。

◆医療費控除はまとめましょう

○対象となるもの
令和6年中に支払った医療費や介護サービスへの負担額が対象です(本人や生計を一にする家族の医療費が対象)。申告の際は、事前に合計額を計算して「医療費控除の明細書」を作成してください。

税理士による令和6年分 確定申告期等無料税務相談

相談を希望する方は、事前に電話で予約してください。

◆相談時間/10:00～15:00

期日	担当税理士	会場
2月5日(水)	金田和夫	長井税理士法人 (長井市館町南) ☎88-9159
	須貝周一	須貝税理士事務所 (長井市新町) ☎84-2505
	長沼安義	長沼税理士事務所 (飯豊町椿) ☎72-2400
2月6日(木)	仁科 孝	仁科税理士事務所 (長井市台町) ☎88-5601
	小関悠司	小関税理士事務所 (白鷹町葛蒲) ☎87-3777
	坂本英俊	坂本税理士事務所 (長井市台町) ☎080-5570-6903
	大嶋雄生	大嶋税理士事務所 (小国町河原角) ☎87-1415
2月7日(金)	渡邊美津夫	渡邊税理士事務所 (長井市台町) ☎87-0057
	奈良崎幸司	須貝税理士事務所 (長井市新町) ☎84-2505
	海老名信乃	海老名税理士事務所 (白鷹町十王) ☎85-4548
	紺野七郎	長井税理士法人 (長井市館町南) ☎88-9159
2月21日(金)	東北税理士会 長井支部 全会員	各税理士事務所 および 長井税理士法人

◆問合せ先

○税について

- ・町県民税/役場税務会計課税務室 ☎87-0513
- ・所得税、消費税/長井税務署 ☎84-1810

○介護保険について

町健康福祉課福祉室 ☎86-2233